

2022年11月14日 全13頁

オペレーショナル・リスクの見直しで銀行に求められる対応

新たに損失データの収集・保有・記録が必要に

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- バーゼルⅢの最終合意を受け、銀行の自己資本比率規制においてオペレーショナル・リスク（オペリスク）相当額の算出方法が見直される。見直し後は、オペリスク相当額は、銀行の事業規模を表す「事業規模指標」に一定の掛目をかけた値に、「内部損失乗数」をかけた額として算出される。
- 事業規模指標が1,000億円を超える場合、一定の基準を満たせば、内部損失乗数は銀行の過去のオペリスク損失に応じて変動する値となり、過去のオペリスク損失が小さければオペリスク相当額も小さくなる。一方、事業規模指標が1,000億円以下の場合、内部損失乗数は常に1とすることができる。
- 見直し後は、過去の損失データの収集・保有・記録が新たに求められるようになる。全てのオペリスク損失事象について損失額や損失を填補する回収額を特定することや、各損失事象について発生日・発覚日・会計処理日を記録することなどが求められる。

1. はじめに

バーゼルⅢの最終合意を踏まえ、銀行の自己資本比率規制の見直しが、原則として¹、内部モデル手法を用いない国内基準行には2025年3月31日から、国際統一基準行と内部モデル手法を用いる国内基準行には2024年3月31日から、それぞれ適用される。見直しには、オペレーショナル・リスクに関するものも含まれている。

本稿では、[自己資本比率規制の改正告示](#)・[自己資本比率規制に関するQ&Aの改正](#)に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の見直しと、銀行に求められる対応について解説する。

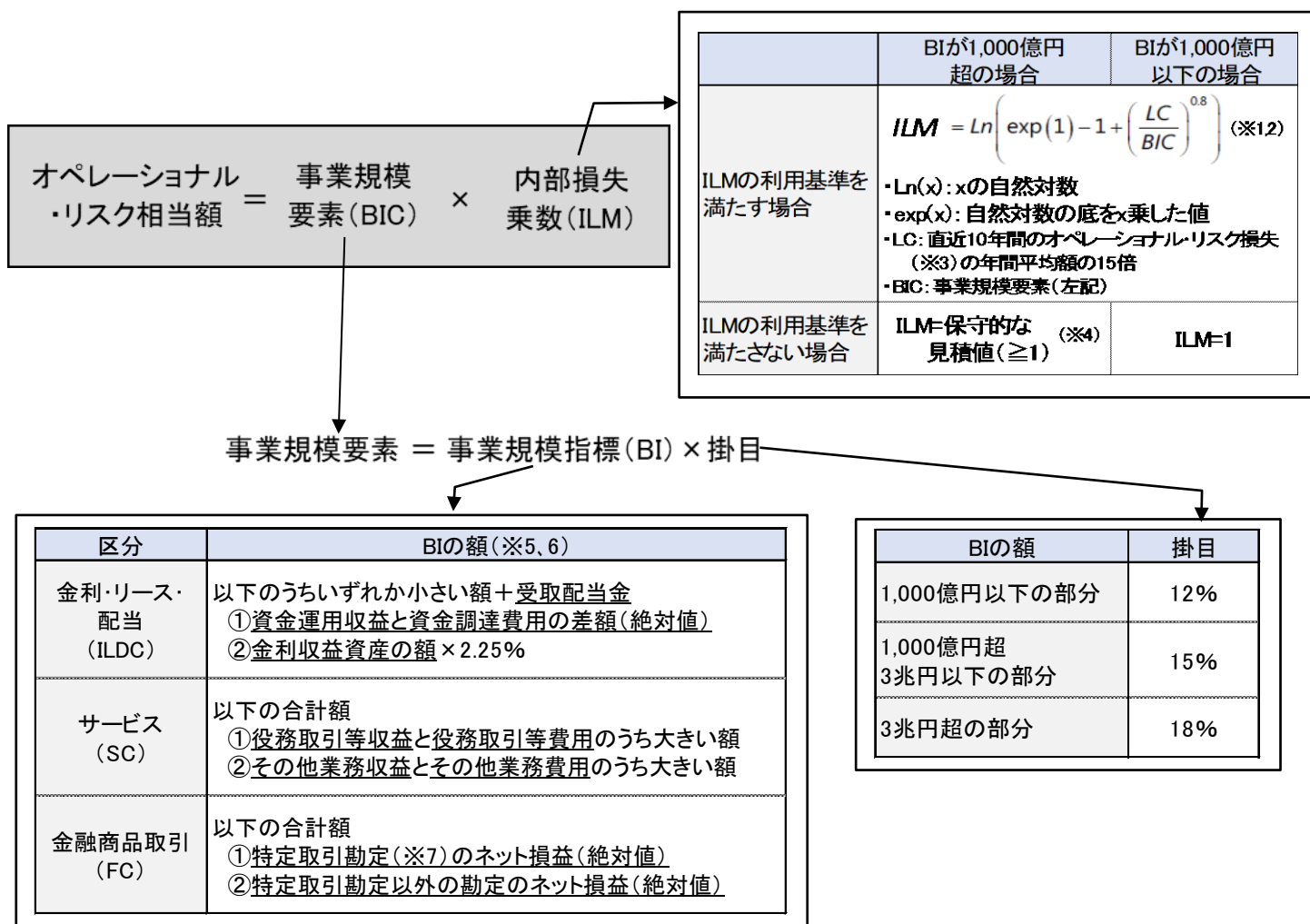
¹ 内部モデル手法を用いない国内基準行、国際統一基準行・内部モデル手法を用いる国内基準行のいずれも、2023年3月31日からの早期適用も可能である。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の見直し

(1) 概要

オペレーショナル・リスクは、銀行の業務やシステム等が不適切であるため損失が生じるリスクを指し、オペレーショナル・リスク相当額は、その額を 12.5 倍した額が自己資本比率の分母に算入される。オペレーショナル・リスク相当額の算出方法として、改正前の告示では、オペレ

図表 1 新たな標準的計測手法



(※1) BI が 1,000 億円以下の場合、ILM=1 とする扱いも認められる。

(※2) 本扱いを適用する場合、金融庁長官の承認が必要。

(※3) 直近 10 年間の内部損失データのうち、200 万円を超える全てのネット損失（特殊損失を除く）を用いて算出する。

(※4) 本扱いを適用する場合、金融庁長官の承認が必要。承認を受けられなければ、ILM に金融庁長官が指定した値を適用しなければならない。

(※5) 図表中の下線の項目は、直近 3 年間の平均値を合計した額を用いる。

(※6) BI の算出において、金融庁長官の承認を受けて、処分した連結子法人等又は事業部門を除外することができる。

(※7) 特定取引勘定を設置していない場合、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定。

(出所) 改正告示を基に大和総研作成

ーショナル・リスク相当額を粗利益の15%とする基礎的手法、8つの業務区分ごとの粗利益に所定の掛目をかけて算出する粗利益配分手法、内部モデルによって算出する先進的計測手法、の3つが認められている。

改正告示では、バーゼルⅢの最終合意に基づき、新たなオペレーショナル・リスク相当額の算出方法として、新たな標準的計測手法を導入することとしている。新たな標準的計測手法の全体像は図表1の通りである。

新たな標準的計測手法では、オペレーショナル・リスク相当額は以下の算式で算出される（改正告示304）。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \text{事業規模要素} \times \text{内部損失乗数}$$

算式の事業規模要素（BIC; Business Indicator Component）は、原則として、銀行の預金業務等、役務取引等及び金融商品取引の規模を表す額として算出される。この方法よりも保守的な算出方法も認められるが、この場合の具体的な算出方法は定められておらず、銀行自身が算式を検討する必要がある。

算式の内部損失乗数（ILM; Internal Loss Multiplier）は、事業規模指標（BI; Business Indicator）が1,000億円超か否かで算出方法が異なる。事業規模指標が1,000億円を超える場合、一定の基準を満たせば、過去のオペレーショナル・リスクによる損失の大きさを反映する所定の算式で算出される。この場合、過去の損失が小さければILMが小さくなり、オペレーショナル・リスク相当額も小さくなる。基準を満たさない場合、ILMに保守的な見積値を適用する（ただし、規模が小さい銀行はILMに1を適用する）。

一方、事業規模指標が1,000億円以下の場合、内部損失乗数は、常に1とすることが可能である（一定の基準を満たせば、所定の算式で算出することも可能）。

（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出手法

（ア）事業規模要素の額

事業規模要素は、図表1の通り、以下の計算式で算出される（改正告示305①）。

$$\text{事業規模要素} = \text{事業規模指標} \times \text{掛目}$$

（i）事業規模指標の算出方法

事業規模指標（BI; Business Indicator）は、原則として、預金業務等の規模を表す「ILDC」（Interest, Leases and Dividend Component）、役務取引等の規模を表す「SC」（Services Component）、金融商品取引の規模を表す「FC」（Financial Component）の合計額である（改正告示305①）。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合、処分（売却や清算等）した連結子法人等又は事業部門を事業規模指標の算出から除外することができる（改正告示314）。

ILDC、SC、FC のそれぞれの算出方法は図表 2（図表 1 の該当箇所を抜粋）の通りである。

図表 2 事業規模指標の算出方法

| 区分 | BIの額(※1, 2) |
|-------------------------|--|
| 金利・リース・ 配当 (ILDC) | 以下のうちいずれか小さい額+受取配当金 ①資金運用収益と資金調達費用の差額(絶対値) ②金利収益資産の額×2.25% |
| サービス (SC) | 以下の合計額 ①役務取引等収益と役務取引等費用のうち大きい額 ②その他業務収益とその他業務費用のうち大きい額 |
| 金融商品取引 (FC) | 以下の合計額 ①特定取引勘定(※3)のネット損益(絶対値) ②特定取引勘定以外の勘定のネット損益(絶対値) |

(※1) 図表中の下線の項目は、直近3年間の平均値を合計した額を用いる。

(※2) BIの算出において、金融庁長官の承認を受けて、処分した連結子法人等又は事業部門を除外することができる。

(※3) 特定取引勘定を設置していない場合、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定。

(出所) 改正告示を基に大和総研作成

ILDC、SC、FCの各項目に含まれる損益項目等について、改正告示別表第一（巻末図表1）に定められている。別表第一ではこれらの項目に関連しない損益項目も示されており、例えば、管理費（従業員関連費用、非金融サービスに支払った委託手数料等）、加入した保険契約の支払保険料等は、ILDC、SC、FCには含まれないとされている（巻末図表1参照）。

図表2の下線の項目は、直近3年間の平均値を合計した額を用いる（改正告示305②）。合併や子会社設立等により、一部の連結子法人又は事業部門について事業規模指標の算出に必要なデータを揃えられない場合は、過去2年間あるいは直近年のデータを用いて推定する等、各銀行において合理的な算出方法を検討の上、適切に算出する必要がある（改正Q&A第305条-Q3）。

以上が事業規模指標の原則的な算出方法だが、事業規模指標は上記の方法よりも保守的な算出方法も認められる（改正告示305⑤）。この方法を採用する場合、当局の承認は不要だが、告示で具体的な算出方法は定められておらず、銀行自身が算式を検討する必要がある（改正Q&A第305条-Q6）。

(ii) 事業規模要素の掛目

掛目は前掲図表1の通りであり、金額に応じて異なる値が適用される（改正告示305④）。例えば、事業規模指標が3兆5,000億円だった場合、事業規模要素の額は、1,000億円×12%+（3兆円-1,000億円）×15%+（3兆5,000億円-3兆円）×18%=5,370億円となる。

(イ) 内部損失乗数（ILM）の値

(i) 事業規模指標が1,000億円超の場合

ILMの値は前掲図表1の通りである。事業規模指標が1,000億円を超え、銀行が、「ILMの利

用に係る承認の基準」(以下、「ILM の利用基準」。基準の内容について後述)を満たす場合、金融庁長官の承認を受けた上で、ILM を次の計算式で算出することができる(改正告示 306①一、308①)。

$$\text{内部損失乗数(ILM)} = \text{Ln} \left(\exp(1) - 1 + \left(\frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right) \quad \cdots \text{算式 (A)}$$

- ・ Ln(x) : x の自然対数
- ・ exp(x) : 自然対数の底を x 乗した値
- ・ BIC : 事業規模要素 (前述)
- ・ LC = 直近 10 年間のオペレーショナル・リスク損失 (※) の年間平均損失の 15 倍

(※) 直近 10 年間の内部損失データのうち、200 万円を超える全てのネット損失(特殊損失を除く)を用いて算出する。

算式 (A) は、事業規模要素に対するオペレーショナル・リスク損失の割合(LC/BIC)が変数であり、この値が大きいほど内部損失乗数が大きくなり、オペレーショナル・リスク相当額が大きくなる計算になる。例えば LC/BIC が 0.75 のとき内部損失乗数は約 0.92、LC/BIC が 1.2 のとき内部損失乗数は約 1.06 となる。

BIC は前記の事業規模要素の額である。LC は、直近 10 年間のオペレーショナル・リスク損失の年間平均額を 15 倍した額である(改正告示 306①一)。ただし、このオペレーショナル・リスク損失は、ネット損失が 200 万円を超えるものを用いて算出することとされているため、ネット損失が 200 万円以下のオペレーショナル・リスク損失しかなければ LC は 0 となる。なお、LC が 0 でも内部損失乗数は 0 にはならず、約 0.54 となる。

現在のリスク特性に無関係な損失(特殊損失)は、金融庁の承認を受ければ LC の算出に用いるオペレーショナル・リスク損失から除外できる(改正告示 317)。ただし、特殊損失として除外できる損失は全オペレーショナル・リスク損失の年間平均額の 5%を超えるものに限られる(改正告示 318②四)。

内部損失乗数(の LC)の算出において、以下の項目は含まれない(改正告示 306②)。下記の①と③は、事前のリスク削減策により費用計上した支出といえる。このような支出をオペレーショナル・リスク損失から除外する趣旨は、内部損失乗数の算出に関して、銀行が事前のリスク削減策・移転策を採用するインセンティブを抑制しないためと考えられる²(改正 Q&A 第 306 条-Q3 参照)。

- ①有形固定資産の一般的な保守契約に関する費用 (※1)
- ②オペレーショナル・リスク損失の事象発生後に業務改善に要した費用(機能向上並びにリスク評価の実施及び強化に要した費用を含む) (※2)
- ③保険料

(※1) 具体例として、ハードウェア(有形固定資産)の保守契約に係る費用を事前に財務諸表に計上している

² これらの項目が内部損失乗数の算出に含まれないことにより、内部損失乗数が低下するため、銀行はオペレーショナル・リスク相当額を減少させることができる。

場合で、当該保守契約の範囲内で、老朽化したシステムの取換や修繕等が行われた際の費用が挙げられる（改正 Q&A 第 306 条-Q3）。

（※2）具体例として、弁護士顧問契約に係る費用（年間契約料等）を事前に財務諸表に計上しており、当該顧問契約の範囲内で、一定の業務改善を行った際の費用が挙げられる（改正 Q&A 第 306 条-Q4）。

一方、銀行が ILM の利用基準を満たさない場合、金融庁長官の承認を受ければ、ILM に保守的な見積値を適用することができる（改正告示 306①四、308②）。保守的な見積値は、1 を下限として、銀行が自ら見積もる必要があり（改正 Q&A 第 306 条-Q2）、算式（A）と比較して、適切な値でなければならない（改正告示 310 二）。

金融庁長官の承認を受けられなければ、ILM に金融庁長官が指定した値を適用しなければならない（改正告示 306①四、308④）。

（ii）事業規模指標が 1,000 億円以下の場合

事業規模指標が 1,000 億円以下の場合³、銀行が ILM の利用基準を満たせば、上記の算式（A）で算出する方法のほか、ILM=1 とする方法も認められる（改正告示 306①二）。一方、銀行が ILM の利用基準を満たさなければ、ILM に 1 を適用する（改正告示 306①三）。

なお、ILM に 1 を適用する場合、オペレーショナル・リスク相当額は事業規模要素の額と等しくなる。

（iii）一部の連結子法人等が基準を満たさない場合の扱い

銀行は、オペレーショナル・リスク相当額を法人単位（当該銀行及びその連結子法人等）で算出する必要がある（改正告示 303②）。

一部の連結子法人等（又は事業部門）が ILM の利用基準を満たさない場合、当該連結子法人等（又は事業部門）については、金融庁長官の承認を受けた上で、ILM に保守的な見積値（1 が下限）を適用することができる⁴。それ以外の ILM の利用基準を満たす法人単位については、金融庁長官の承認を受けた上で、ILM を算式（A）で算出することができる（改正告示 307①）。

（ウ）ILM の利用基準

銀行が ILM を算式（A）で算出する場合、銀行は、下記を含む所定の基準を満たしているか金融庁長官によって審査される（改正告示 310 一。基準の詳細について巻末図表 2 参照）。

- 直近「10 年間」（※1）の内部損失データの保有
- 内部損失データの収集等の手続の整備
- 損失事象の種類に応じた内部損失データの配分
- 内部損失データの包括的かつ正確な収集

³ 期によっては事業規模指標が 1,000 億円を超えない場合があっても、事業規模指標が 1,000 億円を超え得る規模の銀行は、事業規模指標が 1,000 億円を超える場合の算出方法を適用する必要がある（Q&A 第 306 条-Q1）。

⁴ 金融庁長官の承認を受けられなければ、ILM に金融庁長官が指定した値を適用しなければならない（改正告示 307①一、308④）。

- 各損失事象について発生日・発覚日・会計処理日の特定（※2）
- 損失を填補する回収額（保険金等、損失補填目的で受領した金額）及び回収額の会計処理日の特定
- 回収額を控除する前のグロスの損失、回収額を控除した後のネットの損失の損失事象ごとの計上
- 損失回収額や損失事象の原因に関する情報の収集
- 内部損失データの包括性及び正確性を独立的に検証するプロセスの整備

- （※1）経過措置により、現行規制の下で先進的計測手法を適用している銀行を除き、当分の間（具体的期限は未定）、「5年間」とすることが認められる（改正告示 附則 23③）。この経過措置を適用する場合、適用期間が1年間を経過するごとに、必要な内部損失データの蓄積期間も1年間ずつ増えていき、最終的に10年間に達した時点で10年間に固定される（改正 Q&A 第 310 条-Q2）。
- （※2）会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象の損失額を会計処理した事業年度が特定されていることが必要。

3. 内部損失データの収集・保有・記録

（1）手続が課される銀行の範囲

見直し後は、銀行は、オペレーショナル・リスク損失に関する情報である「内部損失データ」の収集・保有・記録に関する手続の整備義務が課される（改正告示 1 百十三、313）。内部損失データは算式（A）において ILM（の LC）に反映されるが、算式（A）を用いない銀行を含め、全ての銀行にこの手続の整備義務が課される。ただし、記録が必要な内部損失データの金額は、各銀行の裁量において適切な水準を設定することが想定されている⁵（改正 Q&A 第 313 条-Q1）。

（2）オペレーショナル・リスク損失の範囲

銀行は、損失のうち、オペレーショナル・リスク損失に該当するものを抽出する必要がある。オペレーショナル・リスクは、「銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により損失が生ずるリスク」が該当する。なお、オペレーショナル・リスクには、法的リスク⁶は含まれるが、戦略リスク⁷と風評リスク⁸は含まれない（改正告示 1 百十一）。

オペレーショナル・リスクには、オペレーショナル・リスク損失事象により、銀行の財務諸表に費用や償却等の形で影響を与える損失が生じるリスクが含まれる（改正 Q&A 第 1 条第 111 号-

⁵ ILM に 1 を適用する場合や、ILM に保守的な見積値を適用する場合は、「事務負担等を踏まえて内部損失データの収集の基準を設定することも、裁量により認められ」とされている（Q&A 第 313 条-Q1）。

⁶ 違約金、懲罰的損害賠償金、監督上の措置及び和解等から生ずる罰金等に係るリスクが含まれる（Q&A 第 1 条第 111 号-Q2）。

⁷ 経営戦略や経営計画策定時の経営判断や意思決定に起因して損失が顕在化するリスクが含まれる（Q&A 第 1 条第 111 号-Q3）。

⁸ 評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することから損失が発生するリスクが含まれる（Q&A 第 1 条第 111 号-Q3）。

Q1)。一方、間接損失、逸失利益、機会損失等、会計処理を伴わないものは、オペレーショナル・リスク損失には含まれない（改正 Q&A 第 1 条第 112 号-Q1）。

オペレーショナル・リスク損失事象の具体例として、図表 3 に記載の損失事象が挙げられる（現行告示別表第二、改正 Q&A 第 1 条第 111 号-Q1）。

図表 3 オペレーショナル・リスク損失

| 損失事象の種類 | オペレーショナル・リスク損失 | 損失事象の具体例 |
|--------------------|--|--|
| 内部の不正 | 詐欺若しくは財産の横領又は規制、法令若しくは内規の回避を意図したような行為による損失であって、銀行又はその子会社等の役職員が最低一人は関与するもの（差別行為を除く） | 横領やマネーロンダリング等の不正に係る懲罰 |
| 外部からの不正 | 第三者による、詐欺、財産の横領又は脱法を意図したような行為による損失 | 第三者による詐欺・サイバー攻撃 |
| 労務慣行及び職場の安全 | 雇用、健康若しくは安全に関する法令若しくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害又は差別行為による損失 | 労働災害やハラスメント・差別行為による損失 |
| 顧客、商品及び取引慣行 | 特定の顧客に対する過失による職務上の義務違反（受託者責任、適合性等）又は商品の性質若しくは設計から生じる損失 | 適合性原則違反による損失 |
| 有形資産に対する損傷 | 自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失 | 交通事故・テロ・自然災害・感染症に伴う引当金や職員や関係者の被害に関する見舞金や手当 |
| 事業活動の中断及びシステム障害 | 事業活動の中断又はシステム障害による損失 | システム障害 |
| 注文等の執行、送達及びプロセスの管理 | 取引相手や仕入先との関係から生じる損失又は取引処理若しくはプロセス管理の失敗による損失 | 業務上の事務ミス |

（出所）現行告示別表第二及び自己資本比率規制に関する Q&A の改正を基に大和総研作成

（3）求められる手続

内部損失データの収集及び保有において、以下の事項について詳細な定義を定めた手続規程を策定することが求められる（改正告示 310 一へ・ト、313①）。

- | |
|---|
| <p>①オペレーショナル・リスク損失に関連して、当該損失を填補する目的で受領した金額（回収額）</p> <p>②オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除する前の損失（グロスの損失）</p> <p>③オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除した後の損失（ネットの損失）</p> |
|---|

銀行は、全てのオペレーショナル・リスク損失事象について、回収額⁹、グロスの損失及びネットの損失を特定できるように記録することが求められる¹⁰（改正告示 313②）。グロスの損失について、図表 4 の①～⑤の項目を含める必要があり、それぞれの具体例は図表 4 の通りであ

⁹ 保険金による回収額と保険金以外による回収額とを区別して記録し、金融庁長官の求めに応じて提出できるように管理しなければならない。

¹⁰ グロスの損失の計上時期と、回収額・ネットの損失の計上時期が異なる場合の記録の仕方について、Q&A 第 313 条-Q10 参照。

る（改正告示 313③、改正 Q&A 第 313 条-Q4、5、6、8）。

図表 4 グロスの損失に含める必要のある項目

| | 具体例 |
|---|--|
| ①オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象が直接の原因となり、財務諸表に影響を与える償却又は損失 | 事務ミスやシステム障害等によって発生する減損や違約金、顧客への賠償金 |
| ②オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用 | オペレーショナル・リスク損失をもたらす事故の訴訟にかかった弁護士費用、アドバイザーやその他の業者への手数料 |
| ③オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象の発生前の状態に回復するために生じた修復又は交換コスト | 自然災害や事故、内部不正やシステム障害（サイバー攻撃によるものを含む）等により、システムや設備、備品等の取替や修繕等が必要になった場合に要した費用 |
| ④オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に備えて計上された引当金、準備金及び仮勘定の繰入額 | — |
| ⑤オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に起因して過去の財務情報を修正する目的で計上する損失 | 過年度の手数料の過徴収が発覚したことにより、訴訟等の法的リスクを避けるため生じた払い戻しや、過年度の会計処理のミスが発覚したことにより粉飾等の法的リスクが顕在化することを避けるため計上する損失 |

（出所）改正告示・自己資本比率規制に関する Q&A の改正を基に大和総研作成

さらに、銀行は、オペレーショナル・リスクの各損失事象について、発生日、発覚日及び損失額の会計処理日を記録することが求められる（改正告示 313④）。

加えて、共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失（グループ損失）は、一件の損失事象とみなし、損失額を合計して記録しなければならない（改正告示 313⑥）。グループ損失の具体例として、「複数の拠点に損害をもたらす地震、台風、感染症等の自然災害や、複数の顧客に対する賠償が必要になる情報漏洩事象、同一犯行グループによるクレジットカード・キャッシュカード等の不正利用等、共通の原因による複数の損失」が挙げられる（改正 Q&A 第 313 条-Q9）。

グループ損失は、複数年にわたって財務諸表に計上する損失の場合も、一件の損失事象とみなし、損失額を合計して記録しなければならない（改正告示 313⑥）。グループ損失が複数年にわたって計上される場合、最後にオペレーショナル・リスク損失（又は回収額）が発生した期における一件の内部損失データとしてまとめて取り扱う必要がある¹¹（改正 Q&A 第 313 条-Q9）。

4. 見直しにより求められる対応

内部損失乗数の算出に算式 (A) を利用しない銀行を含め、全ての銀行は、オペレーショナル・リスク損失に関する情報である内部損失データを、前述の要件に従って収集・保有・記録しなければならない。そのため、損失のうちオペレーショナル・リスク損失によるものを抽出する必要

¹¹ 具体的な計上方法について、Q&A 第 313 条-Q9 参照。

がある。ただし、いくら以上の内部損失データを記録するかは告示で定められていないため、自ら基準を設定する必要がある。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に関しては、まず、事業規模指標を原則的な算出方法で算出するか、保守的な算出方法で算出するか判断しなければならない。前者の場合、事業規模指標の各項目のデータを収集して金額を計算する必要があり、後者の場合、原則的な算出方法よりも保守的な算式を自ら策定する必要がある。

次に、内部損失乗数は、事業規模指標の額に応じて算出方法が異なる。事業規模指標が 1,000 億円超の場合、ILM の利用基準を満たせば内部損失乗数は算式 (A) を利用して算出する。ILM の利用基準を満たさない場合、金融庁長官の承認が得られれば、内部損失乗数に保守的な見積値を適用できるが、見積値は自ら判断する必要がある。

一方、事業規模指標が 1,000 億円以下の場合、ILM の利用基準を満たす場合でも、内部損失乗数を 1 とすることが認められるため、この扱いを採用するか判断する必要がある。この扱いを採用する場合、内部損失乗数は常に 1 とすることができる。

(以上)

巻末図表 1 事業規模要素の各構成要素の意義

| B I C の各構成要素の用語の意義 | | | |
|--------------------|--------------------|---|---|
| B I C の構成要素 | 損益計算書又は貸借対照表における項目 | 一般的な内容 | 一般的な小分類 |
| I L D C | 資金運用収益 | 受取配当金を除く全ての金融資産に係る資金運用収益（リースに係る収益を含む。） | <ul style="list-style-type: none"> 貸出金、有価証券、預け金及びリースに係る受取利息 ヘッジ会計適用デリバティブに係る受取利息 その他の資金運用収益 |
| | 資金調達費用 | 全ての金融負債に係る資金調達費用及びその他の資金調達費用（リースに係る支払費用を含む。） | <ul style="list-style-type: none"> 預金、借入金、証券債務及びリースに係る支払利息 ヘッジ会計適用デリバティブに係る支払利息 その他の資金調達費用 |
| | 金利収益資産（貸借対照表項目） | ・各事業年度末時点で測定された貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産 | |
| | 受取配当金 | ・連結対象外の会社の株式及びファンドに対する投資に係る受取配当金（非連結の子会社、関連会社及びジョイントベンチャーからの受取配当金を含む。） | |
| S C | 役務取引等収益 | 助言・サービス提供に係る役務取引等収益（金融サービスの受託者として受け取った利息を含む。） | <ul style="list-style-type: none"> 有価証券関連役務（発行、組成、受入れ、移管及び顧客のための取引執行）に係る収益 清算及び決済、資産運用、カストディ、信託取引、支払業務、ストラクチャードファイナンス、証券化に係るサービシング、ローンコミットメント又は保証の供与並びに外国為替取引等の役務に係る収益 |
| | 役務取引等費用 | 助言・サービスの受け入れに係る役務取引等費用（金融サービスの提供を受けたことに対する委託手数料を含む。ただし、非金融サービスに支払った手数料を除く。） | <ul style="list-style-type: none"> 清算及び決済、カストディ、証券化に係るサービシング、ローンコミットメント又は保証の取得並びに外国為替取引等の役務に係る費用 |
| | その他業務収益 | 他の B I 構成要素に含まれない銀行業務に係る収益（リースに係る収益を除く。） | <ul style="list-style-type: none"> オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の取崩額 投資不動産に係る賃貸料 非継続事業に該当しない売却目的に分類された非流動資産及び売却グループからの収益（国際財務報告基準（IFRS）第5号第37項） |
| | その他業務費用 | 他の B I 構成要素に含まれない銀行業務に係る費用及びオペレーショナル・リスク事象に係る損失（リースに係る費用・損失を除く。） | <ul style="list-style-type: none"> オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の繰入額 未引当又は準備金が積み立てられていないオペレーショナル・リスク事象に係る損失（罰金、ペナルティ、和解及び損害を受けた資産の再調達費用等） 非継続事業に該当しない売却目的に分類された非流動資産及び売却グループからの損失（国際財務報告基準（IFRS）第5号第37項） |
| F C | 特定取引勘定のネット損益 | ・トレーディング資産及び負債（証券業務あるいは特定取引のヘッジ目的として取引する有価証券、デリバティブ及び特定取引として取引するデリバティブ及び金融資産）に係るネット損益 | |
| | 特定取引勘定以外のネット損益 | <ul style="list-style-type: none"> 公正価値で測定され、損益認識する金融資産及び負債に係るネット損益 公正価値で測定されない金融資産及び負債に係る実現損益（貸出金、国債等有価証券及び償却原価で測定される金融負債） ヘッジ会計・為替差額に係るネット損益 | |

(注1) 以下の損益項目については、いずれも B I C の構成要素に関連しないものである。

1. 保険業務又は再保険業務に係る損益
2. 加入した保険契約又は再保険契約において支払った保険料及び返戻金・受取保険金
3. 管理費（従業員関連費用、非金融サービスに支払った委託手数料（ロジスティック、IT及び人事

- を含む。)及びその他管理費(水道光熱費、電話代、出張費、事務用品費及び郵送料を含む。))
4. 回収管理費(顧客のための回収(顧客から徴求した税)を含む。)
 5. 固定資産に係る費用(オペレーショナル・リスク損失に起因して生じた場合を除く。)
 6. 有形資産及び無形資産の減価償却費(ILDICに係る費用に該当するリース投資資産に関連するものを除く。)
 7. 引当金繰入額及び戻入額(SCに係る収益・費用に該当するオペレーショナル・リスクに関連するものを除く。)
 8. 適時に償還が可能な株式に関する費用
 9. 減損額及び減損の戻入額
 10. 損益として認識したのれんの変動
 11. 法人所得税(法人税等調整額及び繰延税金を含む課税所得に基づく税)
- (注2) 上記項目に関しては、上記項目を含有する項目又は保守的な値となる場合には、簡便的な項目を用いることができる。
- (出所) 改正告示 別表第一

巻末図表2 ILMの利用に係る承認の基準

- ①直近10年間(※)の内部損失データを保有していること。
- ②客観的な基準を用いた内部損失データの特定、収集及び取扱いが行われるよう、手続及びプロセスが文書化され整備されていること。また、当該手続及びプロセスが内部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出に利用する前に検証され、定期的に監査を受けていること。
- ③内部損失データが、別表第二(下記)に定めるオペレーショナル・リスク損失事象の種類に応じて配分され、金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備されていること。また、配分の基準が文書によって規定されていること。
- ④内部損失データが包括的かつ正確に収集されていること。
- ⑤オペレーショナル・リスクの各損失事象について、発生日、発覚日及び損失額を会計処理した日(会計処理日)が特定されていること。ただし、会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象の損失額を会計処理した事業年度(中間事業年度を含む。)が特定されていること。
- ⑥回収額(オペレーショナル・リスク損失に関連して、当該損失を填補する目的で受領した金額)及び回収額の会計処理日が特定されていること。
- ⑦グロスの損失(オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除する前の損失)及びネットの損失(オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除した後の損失)が損失事象ごとに計上されていること。
- ⑧オペレーショナル・リスク損失の回収額に関する情報及びオペレーショナル・リスク損失事象の原因に関する情報が収集されていること。この場合において、当該情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとする。
- ⑨信用リスクに関連する内部損失データについては、信用リスク・アセットとして計上されているものは含めないこと。
- ⑩マーケット・リスクに関連するオペレーショナル・リスク損失が含まれていること。
- ⑪内部損失データの包括性及び正確性を独立的に検証するためのプロセスが整備されていること。

(※) 経過措置により、改正前の告示の下で先進的計測手法を適用している銀行を除き、当分の間(具体的期限は未定)、「5年間」とすることが認められる(改正告示 附則23③)。

別表第二(上記③関連)

| 損失事象の種類 | オペレーショナル・リスク損失 |
|---------|--|
| 内部の不正 | 詐欺若しくは財産の横領又は規制、法令若しくは内規の回避を意図したような行為による損失であって、銀行又はその子会社等の役職員が最低一人は関与するもの(差別行為を除く) |
| 外部からの不正 | 第三者による、詐欺、財産の横領又は脱法を意図したような行為による |

| | 損失 |
|--------------------|---|
| 労務慣行及び職場の安全 | 雇用、健康若しくは安全に関する法令若しくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害又は差別行為による損失 |
| 顧客、商品及び取引慣行 | 特定の顧客に対する過失による職務上の義務違反（受託者責任、適合性等）又は商品の性質若しくは設計から生じる損失 |
| 有形資産に対する損傷 | 自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失 |
| 事業活動の中断及びシステム障害 | 事業活動の中断又はシステム障害による損失 |
| 注文等の執行、送達及びプロセスの管理 | 取引相手や仕入先との関係から生じる損失又は取引処理若しくはプロセス管理の失敗による損失 |

（出所）改正告示・現行告示を基に大和総研作成